

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター
研究活動の不正行為に関する告発窓口

2016年1月5日制定
2018年12月1日、一部改正

(主旨)

研究活動が健全、かつ適正に実施できるように、不正行為^{*}を防止することを目的とする。

^{*}不正行為とは、研究データや調査データにおいて、捏造、改ざん、盗用並びにその行為の証拠隠滅や立証妨害（実験記録や資料等の隠滅や破棄等を含む）、及び研究費の不正使用を意味する。

(責任者及びその責務)

不正行為に関する相談や告発の受付から調査に至るまでの体制責任者は、研究部門の長である研究所長とする。その責務は、調査委員会のメンバーを徴集し、調査の実施、判定及び認定等のすべての業務を管理し、その結果を役員会等に報告するものとする。

(不正行為に関する相談や告発窓口)

相談や告発の受付窓口は事務局に置く。

〒606-8225 京都府京都市左京区田中門前町 103-5

公益財団法人ルイ・パストゥール医学研究センター 事務局内

告発窓口

TEL : 075-712-6009 FAX : 075-712-5850

E-mail : km@louis-pasteur.or.jp

(告発方法)

文書、電子メール、ファクシミリ、電話あるいは面会を通じて受けつけるが、原則として実名であること。

(告発者の保護)

告発者は、告発を行ったことを理由に不利益な扱いを受けないように保護される。

(懲罰)

告発内容が悪意に基づくものであったり、虚偽や根拠のない誹謗中傷であることが判明した場合は、懲戒処分(『就業規則』第33条で定める)や刑事告発等を行うこともある。